

国立大学法人小樽商科大学における自己評価刊行物公開に関する申合せ

(平成6年3月22日制定)

1 対象刊行物

本委員会を経て公刊されるすべての刊行物を対象とする。

2 公開基準

本委員会は、各実施主体からの自己点検・評価結果の公開に際し、事前に、次に掲げる基準に基づき検討し、報告書を作成するものとする。

- ① 長期的観点から本学の発展に資する内容であること。
- ② 社会的要請に応えられる内容であること。
- ③ プライバシーの侵害のおそれがある事項は避けること。ただし、個人に関する情報の内、氏名、職位、所属、専攻は、本人が公務上表示を拒否し得ない事項と判断される。

3 公開方法

(1) 本委員会は、自己点検・評価の結果の報告書を作成し学部・大学院合同教授会に提出する。報告書は、学部・大学院合同教授会の議を経て公開する。

(2) 報告書は印刷製本し、発行責任者は、学長とする。

(3) 報告書の配付先は、次の諸機関等とする。

- ① 本学の教職員
- ② 文部科学省，他大学，研究機関
- ③ 地域関連機関
- ④ 高等学校など

(4) 大学の紹介も兼ねて、現状についての定型的な統計値を資料として掲載する。

(5) 本学の学生及び学外者が、自由に参照できるよう工夫する。

(6) 本学構成員のみならず学外者による、評価結果についての意見が容易に反映できるよう工夫する。

4 公開基準③項について異議が出た場合は、本委員会が判定するものとする。その際、委員会は、判定委員会を設けることができる。

附 記

この申合せは、平成6年3月22日から施行する。

附 記

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。